

全建事発第 171 号

令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 奥村 太加典

〔公印省略〕

### 防災業務計画の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、平成 27 年 10 月に内閣総理大臣により指定公共機関へ指定されたことを受け、翌年 4 月に防災業務計画を定めたところです。

このような中、令和元年 5 月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、後発地震の発生が懸念される場合の対応等が新たに盛り込まれ、さらに、令和 3 年 5 月に「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が定められ、応急対策活動に携わる機関の後発地震への対応が具体化されたこと等を踏まえ、この度、別添のとおり標記計画の改正を行いましたので、お知らせいたします。

なお、変更内容は、多様な発生形態が想定される南海トラフ地震について、南海トラフの想定震源域内のプレート境界で地震が発生した等により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒等）が出された場合の対応を追記したものです。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp